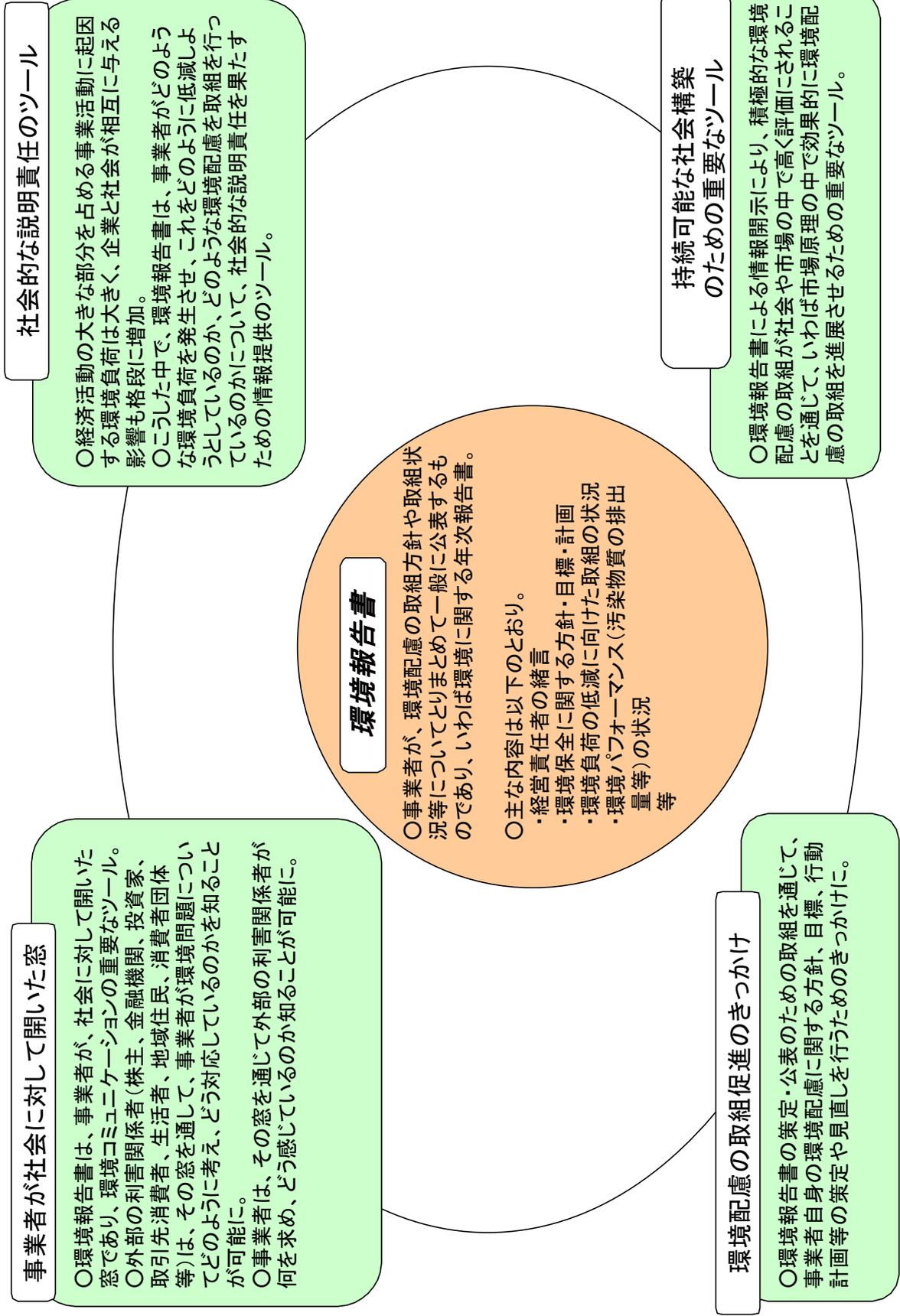


4. 環境報告書

(1) 環境報告書の作成・公表の意義



出典:「環境報告書ガイドライン(2000年版)」(環境省)より要約。

① 環境報告書とは何か

環境報告書は、企業が自らの環境情報を総合的に取りまとめ公表する年次報告書である。財務面のみならず環境面で企業を評価する動きが広がって、トップクラスの企業の多くが作成し、普及が進んでいるものである。諸外国においても、企業による環境報告書の取組が盛んとなっている。

主な記載事項

記載事項	記載内容・事例
A.対象期間及び対象組織	
B.事業の概況	
C.事業活動における環境配慮の方針等	<p>環境に関する基本理念、経営責任者自身の考え方が記載される。</p> <p>(例)・環境に関する目標達成の旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境対応の経営上の位置づけ
D.事業活動への環境配慮の組み込みに関する目標、計画及び実績等の総括	<p>環境配慮の方針等に基づき、具体的な目標、その行動計画及び実績等が記載される。</p> <p>(例)・廃棄物の発生量を10%削減</p>
E.環境マネジメントシステムの状況	<p>環境管理全般に関する内部統制組織の整備運用状況が記載される。</p> <p>(例)・環境に関する社内の責任体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO 14001認証取得状況
F.環境に関する規制の遵守状況	<p>環境関連法規制等の違反の有無、改善の状況、環境に関する重要な訴訟事件等が記載される。</p>
G.事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況	<p>事業活動に伴う環境負荷の状況及びその低減対策が記載される。</p> <p>(例)・化学物質排出量及びその排出量削減のための生産工程の設計変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等排出量及び使用済み回収製品の再資源化対策
H.環境負荷の低減に資する製品、サービス等の状況	<p>当該企業の環境に配慮した製品、商品、サービスの販売状況及びその機能の概要が記載される。</p> <p>(例)・ノンフロン冷蔵庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハイブリッド自動車

② 環境報告書を通じた環境と経済の好循環政策に関連する内外の取組

時期	内容
平成5年6月	欧州委員会が、環境マネジメントシステムの構築に加え、環境声明書の公表を求める仕組みである「EU 環境管理・監査制度 (EMAS) 規則」を公布。1995年4月より運用開始。
平成8年9月	環境庁が、中小企業向けの環境配慮ツールとして「環境活動評価プログラム (エコアクション21)」を策定。
平成9年6月	環境庁の後援により、環境報告書の表彰制度「環境アクションプラン大賞」(平成11年より「環境レポート大賞」に改称)を開始。以後、毎年実施。
平成9年6月	環境庁が、「環境報告書シンポジウム」を開催。以後、毎年開催。
平成10年6月	環境庁の支援により、民間有志による「環境報告書ネットワーク」が設立。(現在、約200社・団体が参加)
平成11年5月	平成11年版環境白書(閣議決定)において、環境報告書を経済活動の中に環境保全を組み込んでいくための重要な取組として位置づけ。
平成12年6月	国際 NGO の GRI が、「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」を公表。
平成12年12月	「環境基本計画」(閣議決定)において、「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組」の中で、環境報告書の「情報的手法」を開発し、普及するとの方針を規定。
平成13年2月	環境省が「環境報告書ガイドライン2000年度版」を公表。
平成13年3月	欧州委員会が、環境負荷の実績についての透明性を向上させるなどを改正し、新「EU 環境管理・監査制度 (EMAS) 規則」を公布。
平成13年6月	EU 委員会が、企業の環境データの質、透明性、比較可能性を改善することを目的として、「年次会計報告での環境関連情報の開示に関する勧告」を発令。
平成13年6月	経済産業省が、「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」を公表。

時期	内容
平成13年12月	総合規制改革会議が、「規制改革の推進に関する第1次答申」において、環境報告書の普及促進及び信頼性向上を図るための新たな枠組みの検討が必要と指摘。
平成14年8月	環境省が、「環境報告書データベース」の運営を開始。
平成14年8月	国際NGOのGRIが、「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2002年版」を改訂・公表。
平成14年8月 ～9月	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）の実施計画において、企業の説明責任を向上させるため、環境報告等の自主的なイニシアティブを通じて環境配慮の取組を向上させるよう、産業界へ働きかけるとの方針を規定。
平成15年3月	「循環型社会形成推進基本計画」（閣議決定）において、環境報告書の普及についての政府目標（平成22年度までに上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表）を決定。
平成15年3月	「規制改革推進3か年計画（再改定）」（閣議決定）において、環境報告書の普及促進及び信頼性向上を図るための新たな枠組みを検討するとの方針を決定。
平成15年3月	環境省の「環境報告の促進方策に関する検討会」において、「環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて」をとりまとめ。
平成15年6月	経済産業省が、「環境報告書プラザ」（データベース）の運営を開始。
平成15年8月	鈴木前環境大臣が、記者会見で環境配慮促進法案の構想について発言。
平成15年9月	中央環境審議会総合政策部会に、「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」を設置。
平成16年1月	日本経済団体連合会が、「環境立国のための3つの取り組み」において、環境報告書の3年倍増の目標を提示。
平成16年2月	中央環境審議会より意見具申。 「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」